

米韓FTAの概要

第1章 冒頭規定・定義

第2章 内国民待遇及び物品市場アクセス

- ・物品貿易に関し、原則として内国民待遇の付与、
関税の撤廃等を規定。

物品全般の譲許 (括弧内は現行関税率)

	韓国側	米国側
即時撤廃	キシレン(5%), 通信用光ケーブル(8%), 航空機エンジン(3%), エアバック(8%), 電子計測器(8%), パックミラー(8%), デジタルプロジェクションTV(8%)等	LCDモニター(5%), ビデオカメラ(2.1%), 貴金属装飾品(5.5%), ポリスチレン(6.5%), カラーティV(5%), その他履物(8.5%), 電球(2.6%), 電気アンプ(4.9%)等
3年以内の撤廃	ヨウ素(6.5%), シリコンオイル(6.5%), ポリウレタン(6.5%), 歯磨き粉(8%), 香水(8%)等	DTV(5%), カラーティV(5%), ゴルフ用品(4.9%), シャンティア(3.9%)等
5年以内の撤廃	乗用車(8%), トルエン(5%), ゴルフクラブ(8%), ひげ剃り機(8%), 殺菌剤(6.5%), ロブスター(20%)等	乗用車(2.5%), タイヤ(4%), 革衣類(6%), ポリエステル(6.5%), スピーカー(4.9%)等
10年以内の撤廃	フェノール(5.5%), ポールペアリング(13%), コンタクトレンズ(8%)等	電子レンジ(2%), 洗濯機(1.4%), ポリエステル樹脂(6.5%), 模造装身具(11%), ベアリング(9%), 繊維乾燥機(3.4%), 貨物自動車(25%)等
10年以上の期間の撤廃	スケトウダラ(30%), ニベ(63%), その他のひらめ(10%), サバ(10%)等	特殊履物

(「韓米FTAの分野別最終交渉結果」(韓国外交通商部)2007年を基に作成)

平成23年10月25日
外務省

(2011年2月10日の交換公文より)

自動車

【関税譲許】

乗用車:

- ・米国は、関税(2.5%)を発効後4年間維持した後、撤廃。
- ・韓国は、発効日に関税(8%)を4%に引き下げ、これを4年間維持した後、撤廃。

その他自動車(電気自動車等):

- ・米国は、関税(2.5%)を4年間均等撤廃(関税引下げ回数5回)。
- ・韓国は、発効日に関税(8%)を4%に引き下げ、発効2年目から3年間均等撤廃(関税引下げ回数4回)し、双方発効5年目に完全撤廃。

貨物自動車:

- ・米国は、発効後7年間は現行関税(25%)を維持し、発効8年目から2年間均等撤廃(関税引下げ回数3回)し、発効後10年目に完全撤廃。
- ・韓国は、関税(原則10%)を発効後即時撤廃。

【安全基準】

- ・メーカー別に2万5000台の限度内で米国の安全基準を遵守している場合、韓国の安全基準を遵守しているものと認定。
- ・深刻な安全問題が発生した際には、措置の権限を確保。

【透明性】

- ・新規技術規定公布後施行日まで少なくとも12か月以上の期間を付与等。

【自動車に関するセーフガードの規定】

- ・発動期間は最大4年間等。

第3章 農業

農産品の韓国側譲許 (括弧内は現行関税率、年数は関税撤廃期間)

譲許除外	コメ、コメ関連製品
現行関税を維持しつつ、 関税割当を設ける	オレンジ(50%, 韓国のミカン収穫期間), 食用大豆(487%), 食用ジャガイモ(304%), 脱脂・全脂粉乳(176%), 練乳(89%), 蜂蜜(243%)
季節関税を設ける	ブドウ(17年), ポテトチップ用ジャガイモ
関税番号を分離しつつ、 長期間かけて撤廃	リンゴ(45%, 20年), 梨(45%, 20年)(国内で生産・流通する品種のみ。それ以外は関税番号を分離して10年で撤廃)
農産品特別セーフガードを設けつつ、 長期間かけて撤廃 (下線部のみ、セーフガード発動可能期間)	牛肉(40%, 15年), 豚肉(冷蔵, 22.5%又は25%, 最長10年), 唐辛子(270%, 15年), ニンニク(360%, 15年), 高麗人参(222.8%~754.3%, 18年), 麦(269%~513%, 15年), 麦芽(229.7%~324%, 15年), デンブン(226~800.3%, 800.3%, 15年)
15年以内の撤廃	クルミ(殻付き), 栗, 松の実, 柑橘, 松茸, 椎茸, フィルタータバコ
12年以内の撤廃	鶏肉(冷凍胸肉, 手羽), 冷凍玉ネギ, スイカ, 補助飼料
10年以内の撤廃	桃, 柿, 甘柿, 柑橘ジュース, 葉タバコ
9年以内の撤廃	イチゴ
7年以内の撤廃	ビール, アイスクリーム, あんず, ポップコーン用とうもろこし
2016年1月1日に撤廃	豚肉
6年以内の撤廃	とうもろこし油, クルミ(殻なし)
5年以内の撤廃	エンドウ, ジャガイモ(冷凍), トマトジュース, オレンジジュース(その他), ウィスキーアランティー
3年以内の撤廃	海草類
2年以内の撤廃	アボガド, レモン
即時撤廃	オレンジジュース(冷凍), 生きた動物, 花卉類, コーヒー, ワイン, 小麦, 飼料用とうもろこし, 採油用大豆, アーモンド

(「韓米FTAの分野別最終交渉結果」(韓国外交通商部)2007年を基に作成)

- ・コメ及びコメ関連製品は譲許対象外。

- ・一部の農産品(大豆, ジャガイモ等)に関税割当を設けることを規定。
- ・牛肉, 豚肉, 高麗人参, 唐辛子, ニンニク, 玉ネギ等の限定された品目に関し、年次ごとに指定された輸入量を超えた時点で自動適用できる等の特別なセーフガードについて規定。

第4章 繊維及び繊維製品

- ・繊維及び繊維製品を対象とした特別なセーフガードについて規定。
- ・正確な原産地証明等に関する税関協力の強化について規定。

第5章 医薬品・医療機器

- ・医薬品・医療機器等の規制等に関する透明性等について規定。
- ・医薬品・医療機器等に関する委員会を設置することについて規定。
- ・別途の確認書簡において、医薬品・医療機器の価格決定等を申請者の要請に応じて検討する独立の機関を設置することの確認について規定。

第6章 原産地規則・原産手続

- ・原産品の定義等を規定。
- ・原産地証明は、自己申告制を採用することを規定。

第7章 税関行政及び貿易円滑化

- ・税関協力について規定。

第8章 衛生植物検疫措置(SPS)

- ・SPS協定上の権利と義務を確認することを規定。
- ・SPSに関する委員会を設置し、両国の当局間の協力を強化することを規定。

第9章 貿易の技術的障害(TBT)

- ・TBT協定上の権利と義務を再確認することを規定。
- ・互いの制度についての理解を改善し、市場アクセスを促進するための各分野での協力を強化することを規定。

第10章 貿易救済

- ・セーフガード(同一物品に2回以上の適用禁止等)、アンチダンピング(調査開始前の事前協議制度等)に関する原則を規定。
- ・貿易救済委員会の設置について規定。
- ・繊維及び繊維製品、農産品のセーフガードは別途規定。

第11章 投資

- ・原則として、内国民待遇及び最惠国待遇を付与することを規定。
- ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。
- ・投資家と国家間紛争解決の手続等を規定。
- ・附属書において、通貨危機等における一時的セーフガードについて規定。

第12章 越境サービス貿易

- ・原則として、内国民待遇及び最惠国待遇を付与することを規定。
- ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。
- ・専門家の免許や資格の基準等の承認について、相手国に対して情報提供をすることや、附属書別表に掲げる分野(エンジニアリングサービス、建築サービス、獣医師サービス)を含め、関連団体間による相互に受け入れ可能な基準の策定を奨励することを規定。議論の促進のために「専門家作業グループ」を設置することを規定。
- ・急送便サービスについて、附属書において、協定署名時における自由化水準の維持、独占的な郵便事業者が独占範囲外のサービスを提供する際に独占的地位を濫用することの禁止、独占的な郵便事業者が独占郵便事業から得られる収入を民間事業者と競合する他のサービスへ割り当てるなどを禁止する意図について規定。また、別途の確認書簡において、協定発効までに、韓国ポストの独占の範囲の例外に国際書類配達サービスを含むよう拡大すること、独占の範囲を客観的基準(重量、価格等)により設定すること等について規定。

第13章 金融サービス

- ・原則として、内国民待遇及び最惠国待遇を付与することを規定。
 - ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。
 - ・協同組合の提供する保険サービスについて、附属書において、民間事業者との間で競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間事業者と同一のルールを適用することを規定。また、農業協同組合や水産協同組合等の保険事業の支払能力(ソルベンシー)については、協定発効後3年内に、金融監督委員会(FSC)の規制下に置くことも規定。
 - ・韓国ポストの提供する保険サービスについて、附属書において、民間事業者との間で競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間事業者と同一のルールを適用することを規定。
- 別途の確認書簡において、韓国ポストに対し、韓国ポストの財務諸表等の検証を含めたFSCの監督体制、保険商品広告への民間事業者と同一の認可要件の適用、変額生命保険・損害保険・退職保険を含む新商品販売の禁止、既存商品変更の際のFSCの勧告、限度額引上げの際のFSCとの協議及びFSCの意見書提出について規定。ただし、韓国ポストが、現在、金融機関として規制を受けない政府機関であり、将来政府機関でなくなった場合に見直し協議を行うことについても規定。

第14章 電気通信

- ・電気通信事業者に対し、相互接続、番号ポートアビリティ等についての非差別提供を義務付ける等を規定。

第15章 電子商取引

- ・デジタル・プロダクトに対する関税不賦課及び無差別待遇、電子署名、オンライン消費者保護、ペーパーレス貿易等について規定。

第16条 競争関連事案

- ・両国が自国の競争法を通じて、競争を促進するための手続、透明性確保及び両国の競争当局間の協力について規定。
- ・公的企業・指定独占企業を設立・維持できることを認めた上で、政府が、このような企業が本協定上の義務を遵守することを確保する義務について規定。
- ・両国の消費者保護法に基づき、担当当局間の協力を促進することを規定。

第17章 政府調達

- ・GPA(WTO政府調達規定)の原則的適用について規定。
- ・政府調達協定の対象は、米韓両国とも中央政府機関のみであることを規定。
- ・米韓両国とも、中央政府の財・サービスに係る調達基準額を米国10万ドル、韓国1億ウォン、建設サービスに係る調達基準額を500万SDR(74億ウォン又は740万7000ドル)とすることを規定。

第18章 知的財産権

- ・国際条約の加盟等の一般的原則について規定。

【商標】

- ・音声、において、商標として保護され得ることを規定。
- ・地理的表示(GI)保護を商標によっても可能とすること等を規定。

【著作権】

- ・著作権保護期間を70年に延長(2年の猶予期間あり)することを規定。
- ・著作物のアクセスを防止する技術的保護措置を迂回し、そのための機器・サービスを製造・輸入・頒布等する行為を刑事罰の対象とすること等を規定。

【特許】

- ・医薬品について、新薬の製造販売許可のために特許保護期間が不当に短縮される場合には、特許保護期間を調整することを規定。
- ・発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間を12か月とすることを規定。

【執行】

- ・著作物、レコード、実演に関する著作権・隣接権侵害及び不正商標の場合に法定損害賠償を定めることについて規定。
- ・権利者からの正式な申立が無くても、故意の商業的規模の著作権侵害や商標侵害に対して、関係当局が職権で刑事上の手続を開始できることを規定。
- ・インターネットサービスプロバイダーの法的責任の範囲を定め、著作権者と協力させるための法的措置(インセンティブ)を講ずること等を規定。

第19章 労働

- ・国際的に認められた労働権の受入れ・維持の義務付けについて規定。
- ・貿易及び投資促進の目的で、国内労働法上の保護水準を低下させない義務等について規定。

第20条 環境

- ・多国間の環境に係る協定を遵守するための法律等の制定義務等を規定。
- ・貿易及び投資促進の目的で、環境保護水準を低下させない義務等について規定。

第21章 透明性

- ・本協定に係る関連法規等についての速やかな開示について規定。
- ・腐敗防止等について規定。

第22章 総則規定・紛争解決

- ・米国通商代表部(USTR)と韓国の外交通商部通商交渉本部長(又はそれぞれから指定された者)を共同議長とする合同委員会を設置し、毎年定期的に開催し、協定の実施状況、協定の解釈・運用等について協議することについて規定。
- ・紛争解決に関する手続について規定。

その他

- ・商用関係者の移動に関しては、特段の章を設けていないが、「2011年2月10日付合意議事録」において、米国は韓国人の企業内転勤に係る査証の有効期限を5年に延長するとしている。